



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年6月11日金曜日 第2174号

◇ 目次 ◇ 告 示

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(2件).....	424
保安林予定森林.....	424
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	424
付保義務の発生.....	425
付保義務の消滅.....	425
公有水面埋立工事のしゅん功認可(3件).....	425
都市計画事業の認可.....	427
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	427
道路の供用開始(県道多喜浜泉川線).....	427
指定道路の指定.....	428
開発行為に関する工事の完了.....	428
道路の供用開始(一般国道440号).....	428
土地改良区役員の就退任の届出.....	428

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	429
公文書の公開の実施状況.....	429
個人情報の開示等の実施状況.....	429
愛媛県立農業大学校入学試験の実施.....	430

選挙管理委員会告示

政治団体の届出事項の異動の届出.....	431
政治団体の解散の届出.....	432
資金管理団体の解散の届出.....	432
不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	432
愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程.....	432

労働委員会告示

労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(3件).....	434
----------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第700号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、西条市丹原町関屋、高松、長野、石経、来見、北田野及び川根地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年6月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・田野・中川地区)計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年6月14日から平成22年7月9日まで
- 縦覧場所
西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第701号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、西条市周布、丹原町願連寺、丹原町池田、丹原町古田、丹原町丹原、丹原町今井、丹原町高松及び丹原町北田野地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年6月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・道前釜之口下地区)計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年6月14日から平成22年7月9日まで
- 縦覧場所
西条市役所東予総合支所及び西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第702号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年6月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 保安林予定森林の所在場所
新居浜市船木字山口甲3537の2、甲3540の1、甲3541の1、甲3542、甲3543の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山口甲3537の2・甲3540の1・甲3541の1・甲3542・甲3543の2(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第703号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年 6月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年 6月11日から 6月24日まで

○愛媛県告示第704号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年 6月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

町見加入区

○愛媛県告示第705号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成18年 6月愛媛県告示第919号）による保険に付すべき義務は、平成22年 6月10日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年 6月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

町見加入区

○愛媛県告示第706号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年 6月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番 1

2 埋立区域

(1) 位置

埋立区域 2

西予市三瓶町垣生字前新地丙 1 番 3 から同字新地丙14番 9 に至る地先公有水面

(2) 区域

埋立区域 2

次の50点から94点までを順次直線で結んだ線、94点と95点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2 30メートル）における公有水面と陸との境界線、次の95点から114点までを順次直線で結んだ線並びに114点と50点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2 30メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属錐）は北緯33度23分04秒、東経132度24分42秒の地点

50点は、基点から真北284度26分56秒49.18メートルの地点

51点は、50点から真北260度27分18秒1.48メートルの地点

52点は、51点から真北260度18分06秒5.82メートルの地点

53点は、52点から真北259度18分36秒2.80メートルの地点

54点は、53点から真北258度57分10秒2.05メートルの地点

55点は、54点から真北257度53分40秒4.83メートルの地点

56点は、55点から真北255度59分02秒4.77メートルの地点

57点は、56点から真北254度30分28秒0.19メートルの地点

58点は、57点から真北253度47分27秒4.56メートルの地点

59点は、58点から真北251度25分55秒4.77メートルの地点

60点は、59点から真北248度36分17秒4.63メートルの地点

61点は、60点から真北246度02分59秒4.69メートルの地点

62点は、61点から真北243度51分01秒1.66メートルの地点

63点は、62点から真北242度44分31秒2.40メートルの地点

64点は、63点から真北241度58分31秒0.63メートルの地点

65点は、64点から真北240度05分29秒4.69メートルの地点

66点は、65点から真北237度14分39秒4.69メートルの地点

67点は、66点から真北234度35分34秒4.69メートルの地点

68点は、67点から真北231度45分32秒3.88メートルの地点

69点は、68点から真北230度19分17秒0.80メートルの地点

70点は、69点から真北228度31分32秒4.69メートルの地点

71点は、70点から真北225度59分30秒4.69メートルの地点

72点は、71点から真北222度59分21秒4.69メートルの地点

73点は、72点から真北220度18分31秒4.69メートルの地点

74点は、73点から真北217度15分02秒4.69メートルの地点

75点は、74点から真北214度27分41秒4.69メートルの地点

76点は、75点から真北211度24分56秒4.69メートルの地点

77点は、76点から真北208度39分08秒4.69メートルの地点

78点は、77点から真北205度41分00秒4.70メートルの地点

79点は、78点から真北202度51分11秒4.68メートルの地点

80点は、79点から真北200度21分51秒4.26メートルの地点

81点は、80点から真北198度41分07秒0.43メートルの地点

82点は、81点から真北198度33分57秒0.41メートルの地点

83点は、82点から真北102度51分45秒3.61メートルの地点

84点は、83点から真北190度53分46秒1.79メートルの地点

85点は、84点から真北280度57分36秒2.63メートルの地点

86点は、85点から真北191度20分55秒20.01メートルの地点

87点は、86点から真北100度59分05秒2.76メートルの地点

88点は、87点から真北192度17分42秒1.03メートルの地点

89点は、88点から真北286度38分41秒3.82メートルの地点

90点は、89点から真北261度59分15秒0.82メートルの地点

91点は、90点から真北182度42分17秒4.97メートルの地点

92点は、91点から真北179度40分23秒4.73メートルの地点

93点は、92点から真北177度17分54秒4.73メートルの地点

- 94点は、93点から真北175度03分52秒2 24メートルの地点
- 95点は、基点から真北252度05分11秒156.16メートルの地点
- 96点は、95点から真北20度12分29秒4.78メートルの地点
- 97点は、96点から真北23度04分40秒5 41メートルの地点
- 98点は、97点から真北25度55分33秒5 41メートルの地点
- 99点は、98点から真北28度28分02秒5 40メートルの地点
- 100点は、99点から真北30度44分41秒2 96メートルの地点
- 101点は、100点から真北32度16分19秒2 46メートルの地点
- 102点は、101点から真北34度27分04秒5 40メートルの地点
- 103点は、102点から真北37度17分00秒5 40メートルの地点
- 104点は、103点から真北40度00分21秒5 41メートルの地点
- 105点は、104点から真北43度08分32秒5 40メートルの地点
- 106点は、105点から真北45度05分13秒1 86メートルの地点
- 107点は、106点から真北46度28分47秒3 55メートルの地点
- 108点は、107点から真北48度25分34秒5 40メートルの地点
- 109点は、108点から真北51度43分43秒5 41メートルの地点
- 110点は、109点から真北54度19分54秒5 40メートルの地点
- 111点は、110点から真北55度11分29秒0 89メートルの地点
- 112点は、111点から真北55度21分29秒1 76メートルの地点
- 113点は、112点から真北328度02分09秒0 58メートルの地点
- 114点は、113点から真北327度34分46秒2 67メートルの地点

(3) 面積

埋立区域 2

2,197.68平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成17年 9月 2日 愛媛県指令17港第271号

4 しゅん功認可年月日

平成22年 6月11日

○愛媛県告示第707号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年 6月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西予市

西予市宇和町卯之町三丁目434番地 1

代表者 西予市長 三好幹二

西予市宇和町山田2061番地

2 埋立区域

(1) 位置

西予市三瓶町垣生字前新地丙 1番 6 から同字新地丙14番 9 に至る地先公有水面

(2) 区域

次の1点から38点までを順次直線で結んだ線並びに38点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鉾）は北緯33度23分04秒、東経13

2度24分42秒の地点

- 1 点は、基点から真北284度29分21秒49.18メートルの地点
- 2 点は、1点から真北260度27分18秒1 48メートルの地点
- 3 点は、2点から真北260度18分06秒5 82メートルの地点
- 4 点は、3点から真北259度18分36秒2 80メートルの地点
- 5 点は、4点から真北258度57分10秒2 05メートルの地点
- 6 点は、5点から真北257度53分40秒4 83メートルの地点
- 7 点は、6点から真北255度59分02秒4 77メートルの地点
- 8 点は、7点から真北254度30分28秒0 19メートルの地点
- 9 点は、8点から真北253度47分27秒4 56メートルの地点
- 10点は、9点から真北251度25分55秒4 77メートルの地点
- 11点は、10点から真北248度36分17秒4 63メートルの地点
- 12点は、11点から真北246度02分59秒4 69メートルの地点
- 13点は、12点から真北243度51分01秒1 66メートルの地点
- 14点は、13点から真北242度44分31秒2 40メートルの地点
- 15点は、14点から真北241度58分31秒0 63メートルの地点
- 16点は、15点から真北240度05分29秒4 69メートルの地点
- 17点は、16点から真北237度14分39秒4 69メートルの地点
- 18点は、17点から真北234度35分34秒4 69メートルの地点
- 19点は、18点から真北231度45分32秒3 88メートルの地点
- 20点は、19点から真北230度19分17秒0 80メートルの地点
- 21点は、20点から真北228度31分32秒4 69メートルの地点
- 22点は、21点から真北225度59分30秒4 69メートルの地点
- 23点は、22点から真北222度59分21秒4 69メートルの地点
- 24点は、23点から真北220度18分31秒4 69メートルの地点
- 25点は、24点から真北217度15分02秒4 69メートルの地点
- 26点は、25点から真北214度27分41秒4 69メートルの地点
- 27点は、26点から真北211度24分56秒4 69メートルの地点
- 28点は、27点から真北208度39分08秒4 69メートルの地点
- 29点は、28点から真北205度41分00秒4 69メートルの地点
- 30点は、29点から真北202度51分11秒4 68メートルの地点
- 31点は、30点から真北200度21分51秒4 26メートルの地点
- 32点は、31点から真北198度41分07秒0 43メートルの地点
- 33点は、32点から真北198度33分57秒0 41メートルの地点
- 34点は、33点から真北102度51分45秒3 61メートルの地点
- 35点は、34点から真北61度04分18秒62 33メートルの地点
- 36点は、35点から真北61度14分26秒2 39メートルの地点
- 37点は、36点から真北60度57分02秒34 97メートルの地点
- 38点は、37点から真北349度21分42秒3 18メートルの地点

(3) 面積

2,256.42平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成17年 9月 2日 愛媛県指令17港第272号

4 しゅん功認可年月日

平成22年 6月11日

○愛媛県告示第708号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年 6月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西予市土地開発公社

西予市宇和町卯之町三丁目434番地 1

代表者 西予市土地開発公社理事長 別宮静

西予市野村町旭366番地

2 埋立区域

(1) 位置

西予市三瓶町垣生字家ノ前甲168番 3 から同字前新地丙11番 6 に至る地先公有水面

(2) 区域

次の 1 点から 20 点までを順次直線で結んだ線並びに 20 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 (C . D . L . + 2 30メートル) における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点 (西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鉾) は北緯33度23分04秒、東経13度24分42秒の地点

1 点は、基点から真北252度05分11秒156.16メートルの地点

2 点は、1 点から真北20度12分29秒4.78メートルの地点

3 点は、2 点から真北23度04分40秒5.41メートルの地点

4 点は、3 点から真北25度55分33秒5.41メートルの地点

5 点は、4 点から真北28度28分02秒5.40メートルの地点

6 点は、5 点から真北30度44分41秒2.96メートルの地点

7 点は、6 点から真北32度16分19秒2.46メートルの地点

8 点は、7 点から真北34度27分04秒5.40メートルの地点

9 点は、8 点から真北37度17分00秒5.40メートルの地点

10 点は、9 点から真北40度00分21秒5.41メートルの地点

11 点は、10 点から真北43度08分32秒5.40メートルの地点

12 点は、11 点から真北45度05分13秒1.86メートルの地点

13 点は、12 点から真北46度28分47秒3.55メートルの地点

14 点は、13 点から真北48度25分34秒5.40メートルの地点

15 点は、14 点から真北51度43分43秒5.41メートルの地点

16 点は、15 点から真北54度19分54秒5.40メートルの地点

17 点は、16 点から真北55度11分29秒0.89メートルの地点

18 点は、17 点から真北55度21分29秒1.76メートルの地点

19 点は、18 点から真北328度02分09秒0.58メートルの地点

20 点は、19 点から真北327度34分46秒2.67メートルの地点

(3) 面積

1 259.67平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成17年 9月 2日 愛媛県指令17港第273号

4 しゅん功認可年月日

平成22年 6月11日

○愛媛県告示第709号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成22年 6月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施行者の名称

今治市

2 都市計画事業の種類及び名称

今治広域都市計画道路事業

3・6・42 学校線

3 事業施行期間

平成22年 6月11日から

平成27年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県今治市郷六ヶ内町三丁目、八町東一丁目、八町東二丁目、八町西四丁目及び八町西五丁目地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第710号

西条市から協議のあった市営土地改良事業 (農業用排水施設整備事業・神戸西部地区) の施行は、適当と認められるので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年 6月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

市営土地改良事業 (農業用排水施設整備事業・神戸西部地区) 計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年 6月14日から 7月13日まで

3 縦覧場所

西条市役所

○愛媛県告示第711号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 6月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市郷三丁目甲1047番21から 同市郷三丁目甲1047番20まで	平成22年 6月11日

○愛媛県告示第712号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成22年6月11日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆 志

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成22年6月1日

3 指定道路の位置

四国中央市上柏町字兎田112番2の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 39.96メートル

(2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第713号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年6月11日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第12号 平成22年6月2日	伊予郡松前町大字南黒田字下岸田76番1	伊予郡松前町筒井731番地6 黒田 秀 雄

○愛媛県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年6月11日

愛媛県知事 加戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字古味3236番4から 同字古味3252番3まで	平成22年6月11日

○愛媛県告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年6月11日

愛媛県南予地方局長 高魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 家 茂	宇和島市津島町近家甲253
"	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
"	細 川 陽 一	宇和島市津島町北灘丁1208
"	毛 利 守 雄	宇和島市津島町下畑地甲1782
"	梅 村 健 則	宇和島市津島町近家甲209 - 18
"	藤 岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	武 田 貞 康	宇和島市津島町下畑地甲1071
"	河 野 孝	宇和島市吉田町白浦1439
"	松 本 武 雄	宇和島市津島町山財6525
監 事	木 田 道 隆	宇和島市津島町浦知415 - 1
"	山 本 浩 康	宇和島市津島町下畑地甲1510

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 浩 康	宇和島市津島町下畑地甲1510
"	山 本 俊 幸	宇和島市津島町近家甲1112 - 7
"	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
"	毛 利 守 雄	宇和島市津島町下畑地甲1782
"	梅 村 健 則	宇和島市津島町近家甲209 - 18
"	藤 岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	魚 崎 泰 郎	宇和島市津島町北灘乙1912
"	西 山 吉 和	宇和島市吉田町立間1 - 1949
"	松 本 武 雄	宇和島市津島町山財6525
監 事	武 田 貞 康	宇和島市津島町下畑地甲1071
"	木 田 道 隆	宇和島市津島町浦知415 - 1

公 告

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 6月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 5 columns: 申請年月日, 特定非営利活動法人の名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Content includes details for '特定非営利活動法人 介護企画あき'.

○ 公 告

公文書の公開の実施状況

平成21年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成22年 6月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

Table showing request and processing status by district (区 分), including rows for 公開請求, 公開申請, and 合計.

- 注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。
注2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

Table showing implementation details by agency (実施機関), including rows for 総務部, 企画情報部, 県民環境部, etc.

Table with 3 columns: 収用委員会, 海区漁業調整委員会, 内水面漁場管理委員会, 合計. Values: 0, 0, 0, 446, 3.

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

Table showing main content of requests, including rows for 公益法人等の決算書類, 道路等図面関係, etc.

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

Table showing breakdown by requester type, including rows for 県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他団体, その他.

5 不服申立て等の状況

- (1) 不服申立て 実績なし
(2) 不服申出 実績なし

○ 公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成21年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成22年 6月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

Table showing registration numbers by agency (実施機関) for 21st fiscal year, including rows for 総務部, 企画情報部, etc.

出 納 局	10
小 計	1,147
議 会	13
公 営 企 業 管 理 者	16
教 育 委 員 会	176
選 挙 管 理 委 員 会	20
人 事 委 員 会	4
監 査 委 員	5
公 安 委 員 会	6
警 察 本 部 長	162
労 働 委 員 会	4
収 用 委 員 会	11
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	2
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1
合 計	1,567

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	
知 事	26	12	10	4	0
公 営 企 業 管 理 者	32	20	12	0	0
教 育 委 員 会	24	24	0	0	0
警 察 本 部 長	16	0	13	3	0
合 計	98	56	35	7	0

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数
知 事	
総 務 部	35
県 民 環 境 部	25
保 健 福 祉 部	94
小 計	154
教 育 委 員 会	7,958
人 事 委 員 会	176
警 察 本 部 長	52
合 計	8,340

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

(単位：件)

区 分	不服申立て件数		処 理 の 状 況					取 下 げ
	平 成 20年度からの繰越件数	平 成 21年度不服申立て件数	裁 決 又 は 決 定			審 理 中		
			却 下	棄 却	一 部 認 容			
開示決定等に係るもの	0	2			1	1		
訂正決定等に係るもの	0	0						

利用停止決定等に係るもの	0	0						
--------------	---	---	--	--	--	--	--	--

○ 公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成23年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成22年 6月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の区分

総合農学科及びアグリビジネス科

2 入学試験の期日

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

平成22年11月12日(金) 学科試験及び面接試験

イ 一般入学試験(1次募集)

平成23年1月13日(木) 学科試験及び面接試験

ウ 一般入学試験(2次募集)。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

平成23年3月2日(水) 学科試験及び面接試験

(2) アグリビジネス科

平成23年1月14日(金) 学科試験及び面接試験

3 入学試験の場所

松山市下伊台町1553番地

愛媛県立農業大学校

4 募集人員、修業年限及び受験資格

(1) 総合農学科

コース	修業年限	募集人員
農産園芸コース	2年	55人
果樹コース		
畜産コース		
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者(平成23年3月に卒業見込みの者を含む。) (2) (1)に掲げるもののほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めた者	

(2) アグリビジネス科

コース	修業年限	募集人員
リーダー養成コース	2年	10人
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者(平成23年3月に卒業見込みの者を含む。) (2) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。)を卒業した者(平成23年3月に卒業見込みの者を含む。) (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めた者	

5 学科試験科目

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

小論文

- イ 一般入学試験（1次募集）
国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学及び理科）
- ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）
国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学及び理科）
- (2) アグリビジネス科
小論文
- 6 入学願書受付期間
(1) 総合農学科
ア 推薦入学試験
平成22年10月4日（月）から15日（金）まで
イ 一般入学試験（1次募集）
平成22年12月6日（月）から17日（金）まで
ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）
平成23年2月7日（月）から14日（月）まで

- (2) アグリビジネス科
平成22年12月6日（月）から17日（金）まで
- (3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。
- 7 受験手続
入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。
(1) 最終学校の調査書
(2) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル正方形のもの）
(3) 総合農学科への推薦入学を希望する者にあつては、出身高等学校又は出身中等教育学校の長の推薦書
(4) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙
- 8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成22年6月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日	備 考
自由民主党愛媛県港湾建設支部	代 表 者	大 西 治	安 藤 晶 文	平成22年5月11日	政党の支部
自由民主党伊予三島支部	会 計 責 任 者	河 端 秀 樹	篠 永 誠 司	平成22年5月12日	政党の支部
自由民主党愛媛県松山市第十四支部	主たる事務所の所在地	松山市西長戸町961 1	松山市東長戸三丁目8 - 35	平成22年5月13日	政党の支部
自由民主党愛媛県東温市第一支部	会 計 責 任 者	谷 本 訓 功	河 野 高 慶	平成22年5月14日	政党の支部
山本順三後援会	主たる事務所の所在地	松山市一番町一丁目9 15	今治市大新田町二丁目2 - 50	平成22年5月17日	
	代 表 者	檜 垣 俊 幸	野 間 赳		
民主党愛媛県第4区総支部	会 計 責 任 者	新 田 耕 士	高 山 直 樹	平成22年5月18日	政党の支部
高橋英行後援会	会 計 責 任 者	新 田 耕 士	高 山 直 樹	平成22年5月18日	
愛媛県水産政治連盟	代 表 者	河 野 義 光	佐々木 護	平成22年5月19日	
新社会党愛媛県本部	会 計 責 任 者	川 崎 利 生	中 島 清 延	平成22年5月20日	
政治結社男塾	会 計 責 任 者	樋 口 敏 幸	熊 本 忠 男	平成22年5月21日	
自由民主党愛媛県建設関係支部	代 表 者	石 岡 仁 志	星 加 隆 夫	平成22年5月26日	政党の支部
石崎大樹後援会	代 表 者	浜 田 寅 文	村 上 八 郎	平成22年5月27日	
	会 計 責 任 者	藤 井 英 樹	石 崎 豊		
愛媛県行政書士政治連盟	政 治 団 体 の 名 称	愛媛県行政書士政治連盟	日本行政書士政治連盟愛媛県支部	平成22年5月28日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成22年6月11日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
山下太三後援会	山下太三	平成21年4月10日

西野繁後援会	神西伊佐男	平成21年4月12日
山中隆徳後援会	和田富高	平成21年12月31日
にゅうのや道孝後援会	丹生谷道孝	平成22年5月25日
とよたみちよし後援会	豊田実知義	平成22年5月25日
高取武則後援会	林 哮	平成22年5月26日

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成22年6月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備考
丹生谷道孝	松山市議会議員	にゅうのや道孝後援会	松山市衣山一丁目196-6	丹生谷道孝	平成22年5月26日	
豊田実知義	松山市議会議員	とよたみちよし後援会	松山市恵原町甲1254-1	豊田実知義	平成22年5月26日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年6月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
1 病院				1 病院			
名称	所在地	指定年月日		名称	所在地	指定年月日	
省略				省略			
公立学校共済組合 三島医療センター	省略			愛媛県立三島病院	省略		
省略				省略			
2 省略				2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名称	種類	所在地	指定年月日	名称	種類	所在地	指定年月日
省略				省略			
特別養護老人 ホーム柏寿園	省略			特別養護老人 ホーム柏寿園	省略		
ケアハウス城 辺みしま荘	軽費老人ホ ム	南宇和郡愛南 町城辺乙561	平成22年6月 11日				
4 省略				4 省略			

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年10月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号（地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字</p> <p>一、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものの写しを添付しなければならない。</p> <p>3 省略</p>	<p>(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうち4けた以下のアラビア数字（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字その他これに代わるアラビア数字をいう。）、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものの写しを添付しなければならない。</p> <p>3 省略</p>

第1号様式その1備考2中「（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）」を「、車両番号又は標識の番号」に改める。

第2号様式その1記3中「自動車登録番号」の下に「、車両番号又は標識の番号」を加え、同様式その1備考3中「受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」の下に「、車両番号又は標識の番号」を加える。

第3号様式その1記3中「自動車登録番号」の下に「、車両番号又は標識の番号」を加える。

第4号様式その1中「自動車登録番号」の下に「、車両番号又は標識の番号」を加え、同様式その2中

「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」

を「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、車両番号又は標識の番号」に改め、同様式その2備考1中「（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうち4けた以下のアラビア数字（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号（地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字」に改め、同様式その2備考2中「受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」の下に「、車両番号又は標識の番号」を加え、同様式その2備考3中「自動車登録番号」の下に「、車両番号又は標識の番号」を加える。

第7号様式その1備考1中「（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうち4けた以下のアラビア数字（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字その他これに代わるアラビア数字をいう。）」を「のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号（地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字」に改め、同様式その2備考2中「受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」の下に「、車両番号又は標識の番号」を加え、同様式その2備考3中「自動車登録番号」の下に「、車両番号又は標識の番号」を加える。

第7号様式その1備考1中「（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうち4けた以下のアラビア数字（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字その他これに代わるアラビア数字をいう。）」を「のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号（地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字」に改め、同様式その2備考2中「受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」の下に「、車両番号又は標識の番号」を加え、同様式その2備考3中「自動車登録番号」の下に「、車両番号又は標識の番号」を加える。

に規定する標識の番号をいう。)のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字」に改め、同様式その1(別紙)その2(2)中「受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」の下に「、車両番号又は標識の番号」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を平成22年5月28日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(昭和53年5月愛媛県地方労働委員会告示第1号)は、廃止する。

平成22年6月11日

愛媛県労働委員会

会 長 白 石 喜 徳

愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。)については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 局	局長、病院管理監、課長、室長、技幹、課長補佐、室長補佐、技術課長補佐、専門員(人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。)、総務課総務企画係長、同予算係長、同出納決算係長、県立病院課管理係長、総務課担当係長、同総務企画係に属する主任及び主事(人事、給与、法令又は秘書事務を担当する者に限る。)、同予算係及び県立病院課管理係に属する主任及び主事(予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。)
発 電 所 管 理 事 務 所	所長、総務課長、発電課長、管理課長、出張所長
県 立 病 院	院長、事務局長、経営統括監、副院長、センター長、事務局次長、総務課長、総務課長補佐、経営企画室長、看護部長

○愛媛県労働委員会告示第3号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を平成22年5月28日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(昭和42年8月愛媛県地方労働委員会告示第1号)は、廃止する。

平成22年6月11日

愛媛県労働委員会

会 長 白 石 喜 徳

松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。)については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 庁	管理者、部長、企画官、課長、専門監、主幹、企画総務課に属する職員で、秘書、人事及び法規に関する事務を担当する者(課長、専門監及び主幹を除く。)、経営管理課に属する職員で経理に関する事務を担当する者(課長及び主幹を除く。)
水道サービス課	課長、主幹
水道管路管理センター	センター長、専門監、主幹
浄水管理センター	センター長、専門監、主幹
中 島 分 室	分室長

○愛媛県労働委員会告示第4号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、宇和島市水道局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を平成22年5月28日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(昭和41年6月愛媛県地方労働委員会告示第1号)は、廃止する。

平成22年6月11日

愛媛県労働委員会

会 長 白 石 喜 徳

宇和島市水道局の職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。)については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
水 道 局	局長、技監、次長、課長、参事、課長補佐、室長、副参事